

2020年2月27日

中国におけるPAアナログミキサー模倣品生産・販売業者4社に対する 民事訴訟・勝訴のお知らせ

ヤマハ株式会社（以下、当社）は、中国の当社PA製品の模倣品製造・販売会社4社*に対し、中国・広州知識産権法院（以下、裁判所）にて、PAアナログミキサー意匠権侵害訴訟を提起しました。2019年11月～12月に裁判所は4社全てに対し当社勝訴の判決（以下、本判決）を下し、このたび本判決が全て確定しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

当社は、当社が保有するPAアナログミキサー（品番名：MG16XU・MG12XU）の意匠権に基づき、2019年2月から2019年10月にかけて4社を被告として本訴訟を順次、提起しました。

本訴訟において、模倣品生産・販売業者4社は、当社意匠権の有効性とその侵害の成否を争っていましたが、審理の結果、2019年11月～12月に裁判所は、当社の請求を認め4社全てに対し侵害品の生産・販売・広告の中止、および賠償金をそれぞれ14万元～16万元（US\$20,000～US\$23,000）と裁判費用の一部、約1万元（約US\$1,400）を支払うように命じました。その後、控訴期間内に控訴の提起がされなかったことにより、本判決は全て確定しました。

当社は長きにわたり、中国をはじめグローバルに、訴訟、レイドのほか、税関差止や啓蒙広告等、様々な模倣品対策を講じております。お客様をはじめすべてのステークホルダーを粗悪な模倣品から守り、ブランドの信用・信頼を確保するため、当社は引き続きブランドおよび知的財産権を毀損する行為に対して毅然たる態度で臨んでまいります。

※ 被告

- ・恩平市艾倫赫賽專業音響器材廠（GLAYブランド）
- ・恩平市曼卡頓電子科技有限公司（MACADNブランド）
- ・恩平市艺星電子科技有限公司（TEYUNブランド）
- ・恩平市永聯電子廠（RAMMARブランド）

以上